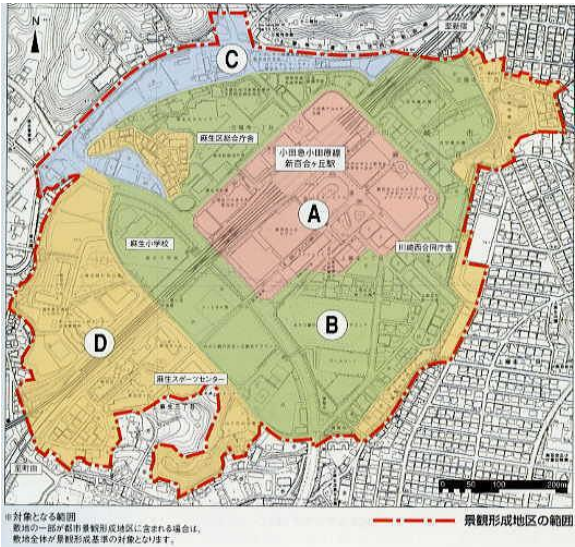


生活・産業景観づくり①	
景観づくりの方向性	生活・産業景観の創造
制度名	新百合丘駅周辺都市景観形成地区
所在地	神奈川県川崎市
主体	行政、住民、事業者
目的	土地区画整理事業により整備された区域の景観づくりを新都心にふさわしいものとするため
内容	<p>1. 経緯</p> <p>新百合丘駅周辺地区では、これまで「川崎新都心センター新百合丘駅周辺上物建設マスタープラン」により、新都心にふさわしいまちづくりをめざしてきましたが、平成12年4月に都市景観条例に基づく建築物等の届出制度が開始されたことに伴い、都市景観形成地区による街づくりが行われることになりました。また、地元組織として（財）川崎新都心街づくり財団により、「川崎新都心街づくり推進協議会」が設置されました。</p> <p>2. 運用方法</p> <p>都市景観形成地区には、市と協議会との協議により、街づくりのテーマ、都市景観形成の基本目標、景観形成方針、景観形成基準が設定され、建築行為などの届出や公共事業の推進によって都市景観の形成を図ります。</p> <p>3. 運用の成果</p> <p>全体的に統一された景観の地区となり、特に色彩面においては地域としての統一性が強く見られます。</p> <p>○都市景観形成地区の内容</p> <p>1. 都市景観形成地区の範囲とエリア分け</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ A：駅前センターエリア ・ B：商業・住環境エリア ・ C：沿線商業エリア ・ D：住環境エリア  <p>※対象となる範囲 敷地の一部が都市景観形成地区に含まれる場合は、敷地全体が景観形成基準の対象となります。</p> <p>景観形成地区の範囲</p>

2. まちづくりのテーマ、まちづくりの目標、景観形成方針と景観形成基準

(1) 街づくりのテーマ

「出会い・ふれあいの街」

(2) まちづくりの目標

- ・地域の個性と華やかさが演出されているまちづくり
- ・自然や地域とのふれあいを大切にしたまちづくり
- ・人々が集まりゆとりと安心感のあるまちづくり

(3) 景観形成方針

- ・豊かな自然の風景や人々の生活が見えるヒューマンスケールの新都心景観づくり。
- ・奥行きや深み，変化を感じさせる街なみ景観づくり。
- ・人々を誘引するような開放的で連続性のある街路景観づくり。
- ・落ち着きや暖かみを感じられ，秩序のある建物景観づくり。
- ・地域の独自性を活かした，にぎやかで楽しい商業景観づくり。

(4) 景観形成基準

項目	基準
建築物のデザイン	建築物は街なみを形成する主要な景観要素として、高さや重なり、形態、連続性など、周囲と調和させながら時代の変化に対応できる外観のデザインとします。色彩については基調色を活かし魅力ある街なみの形成に努めます。また、大規模な建築物や公共性の高い建築物、高台や交差点など人の目に付く場所にある建築物には、特に景観的な配慮をします。
緑のデザイン	緑は都市に美しさと潤いを与えてくれる大切な資源です。もともと存在した自然景観を保全、再生していくことを積極的に進めます。また、場所に応じた樹木の効果的活用を図りながら、季節感のある自然とのふれあいを大切にしたい景観をつくり出します。
通りのデザイン	通りの連続感や一体感を感じさせ、賑わいがあり、歩く人の視点を配慮した、わかりやすい景観をつくり出します。ゆっくりと歩け、立ち止まってくつろぎたくなるような、歩行者にやさしく清潔で安全な道路空間をつくり出します。商業施設や公共施設などと一体化を感じさせる、開かれたイメージをめざします。
広告物のデザイン	街の賑やかさや華やかさを演出する広告物により、街なみ景観の個性や魅力の向上に積極的に貢献します。建築物のデザインを引き立て、また通りのイメージづくりに役立つ、独自性と品のある質の高い広告物をめざします。
あかりのデザイン	光の強さ、色、位置などを考慮した適切な照明計画を行うことにより過剰な照明とならないように配慮します。ものを浮き上がらせる間接的な光により、建物、広場、街路、緑の存在感をより一層引き出し、昼間の景観から夜の景観への移り変わりや、季節や時間の変化に対応した光の色や強さの工夫がなされた夜間景観をつくり出します。



(出典：川崎市 HP)

生活・産業景観づくり②	
景観づくりの方向性	生活・産業景観の創造
制度名	真鶴町まちづくり条例に基づく「美の原則」、「美の基準」
所在地	神奈川県真鶴町
主体	行政、住民、事業者
目的	乱開発による景観の乱れを抑制し、住民が主体となった景観づくりを行うため
内容	<p>1. まちづくり条例制定の経緯</p> <p>真鶴町は水資源が乏しく、バブル期のマンション建設計画ラッシュの状況の大きな混乱を契機に、開発抑制を念頭に置いた、上水道事業給水規制条例、地下水採取規制の条例が施行され、給水についての一定の歯止めがかけられるとともに、開発に関する新たなルールづくり（まちづくり条例策定）が始められました。条例は平成5年6月16日に可決され、同6年1月1日に施行されました。</p> <p>2. まちづくり条例の特徴－美の原則</p> <p>条例では、まちづくり計画を定める他、事前協議の手続きのルールを定めています。条例の中で注目すべき点は、美の原則です。</p> <p>これは8つの原則とその下のデザインコード（キーワード）で体系づけられているもので、その土地に固有の要素や建築に関して住民が共有してきた不文律の作法をルール化したもので、開発が行われる場合にはこれらができる限り計画に取り入れるよう求めています。適用されるキーワードは、全体で69のうち20～40程度になっています。</p> <p>3. 運用方法</p> <p>自己の居住用等の住宅以外の建設計画では、事前協議の手続きの中で他の基準、計画等と併せて美の原則への適合を求めています。</p> <p>自己住宅でも取り入れてもらえるよう全戸に美の原則の冊子を配布しています。</p> <p>美の原則の適用にあたっては、町担当者が開発計画地を調査し、美の原則に基づき計画についての要望を提示し、事業者がこれに対し、計画の見直しを図り、それを町が再評価することとなっています。</p> <p>4. 成果</p> <p>運用の成果は公共施設としての擁壁の改善、植栽、周辺の整備などが具体的な成果として現れています。現在、住民の条例に対する認知度は高いといえます。</p>

○真鶴町まちづくり条例「美の基準」の構成（抜粋）

1. 8つの基準

真鶴町では、この「美」を個人的な主観としないために、8つの原則（基準）をたてました。考え方のヒントとなったのは、イギリスのチャールズ皇太子が著した「英国の未来像-建築に関する考察」です。この著書でいわれている「建築の10の原則」は、遠い国のことでありながら、都市に住む人間にとって、国や時間を超えて共通の普遍性をもつものでした。

2. 基準の概要

デザインコードの「美の基準」は、この基準をよく理解するために具体的な手がかりを掲げ、そしてそれらを簡潔に表現する基本的精神を示しました。

3. 全体のつながり

8つの基準はひとつひとつ重要であると共に、全体としてこれらがまとまっていることが必要です。これが「美の基準Ⅱ」で紹介する「つながり」です。

4. 基準の詳細

詳細は、この全体のイメージを具体化するものです。「美の基準Ⅲ」は、これをキーワードとしてあらわしました。

5. 参加

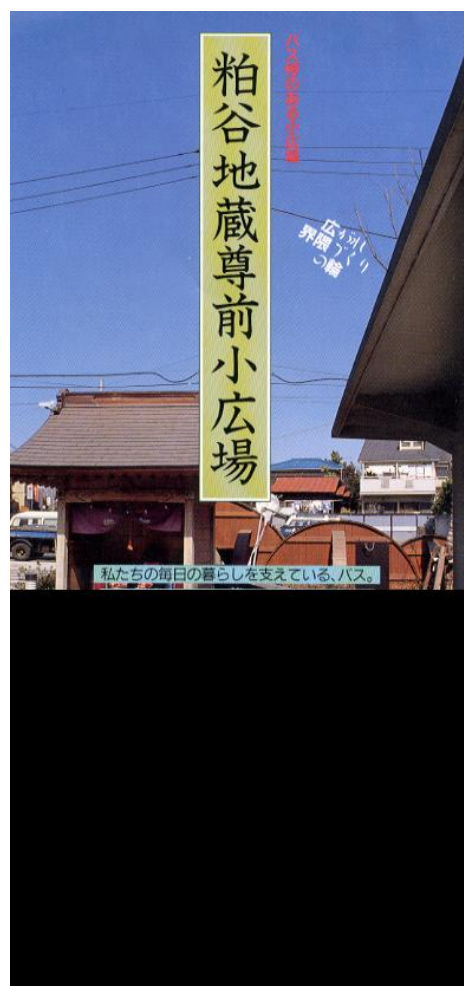
「美の基準」は、強制されるものではなく、みんなで創っていくものです。従って、この「美の基準」には誰もが参加できます。ここで示された「美の基準」は、参加によって修正されたり蓄積されたりしていきます。

■美の基準の構成

基準	手がかり	美的基準 I 基本的精神	美的基準 II つながり	美的基準 III キーワード
1. 場所	(場所の尊重) 地勢 輪郭 地味 雰囲気	*建築は場所を尊重し、風景を支配しないようにしなければならない。	私たちは「場所」を尊重することにより、その歴史、文化、風土を町や建築の各部分に	○聖なる所 ○豊かな緑生 ○眺める場所 ○静かな街 ○海と触れる場所 ○斜面地 ○敷地の修復 ○生きている屋外
2. 格づけ	(格づけのすすめ) 歴史 文化 風土 領域	*建築は私たちの場所の記憶を再現し、私たちの町を表現するものである。	し、それらの各部分の	○海の仕事山の仕事 ○見通し ○大きな門口 ○母屋 ○門・玄関 ○転機場所 ○建物の縁 ○壁の感触 ○柱の雰囲気 ○柱と窓の大きさ
3. 尺度	(尺度の考慮) 手のひら 人間 木 森 丘 海	*すべての物の基準は人間である。建築はまず、人間の大きさと調和した比率を持ち、次に周囲の建物を尊重しなければならない。	のつながりを持って青い海、輝く森と言った自然、美しい建物の部分、の共演による	○斜面に沿う形 ○見つけの高さ ○段落的な外部の大きさ ○跡地とのつながり ○重なる細部 ○部材の接点 ○終わりの所 ○窓の組み子
4. 調和	(調和していること) 自然 生態 建物各部分 建物どうし	*建築は青い海と輝く緑の自然に調和し、かつ町全体と調和しなければならない。	「調和」の創造を図る。それらは真鶴町の大地、生活が生み出す	○舞い降りる屋根 ○守りの屋根 ○覆う緑 ○ふさわしい色 ○青空階段 ○目の恵 ○北前 ○大きなバルコニー ○少し見える庭 ○ほどよい駐車場 ○木々の印象 ○地場産物 ○実のなる木 ○格子間の植物 ○歩行路の生態
5. 素材	(材料の選択) 地場産 自然 非工業生産品	*建築は町の材料を活かして作らなければならない。	「素材」に育まれ	○自然な材料 ○地の生む材料 ○活かしている材料
6. 装飾と芸術	(豊かな細部) 真鶴独自の装飾 芸術	*建築には装飾が必要であり、私たちは町に独自の装飾を作り出す。芸術は人の心を豊かにする。建築は芸術と一体化しなければならない。	「装飾と芸術」という、人々に深い愛や楽しみをもたらす真鶴町独自の質に支えられ、町共通の誇りとして	○装飾 ○軒先、軒裏 ○屋根飾り ○ほぼ中心の焦点 ○歩く目線 ○森、海、大地、生活の印象
7. コミュニティ	(コミュニティの保全) 生活共創 生活環境 生涯学習	*建築は人々のコミュニティを守り育てるためである。人々は建築に参加するべきであり、コミュニティを守り育てる権利と義務を有する。	「コミュニティ」を守り育てるための権利、義務、自由を生きつさせる。これらの全体は真鶴町の人々、町並、自然の美しい	○世帯の混合 ○人の気配 ○お年寄り ○店先学校 ○子供の家 ○外廊 ○小さな人だまり ○街路を見下ろすテラス ○街路に向かう窓 ○賑れる階段 ○ふだんの緑 ○さわられる花
8. 眺め	(眺めの創造) 真鶴町の眺め 人々が生きづく眺め	*建築は人々の眺めの中にあり、美しい眺めを育てるためにあらゆる努力をしなければならない。	「眺め」に抱擁されるであろう。	○まつり ○できごと ○賑わい ○いぶき ○懐かしい町並 ○夜光虫 ○眺め

(出典：真鶴町まちづくり条例 美の基準 Design Code (真鶴町発行))

生活・産業景観づくり③	
景観づくりの方向性	生活・産業景観の創造
事業名	バス停づくりから界限づくりへ
所在地	東京都世田谷区
主体	行政、住民、事業者
目的	区民のアイデアを活かしたバス停のある小広場の整備を核として、周囲の景観整備を進めるため
内容	<p>1. 「バス停のある小広場」コンペ 地域の特性や歴史に配慮した「バス停のある小広場」の整備を進めるため、区民のアイデアの募集を行いました。それを基に設計を進めました。</p> <p>2. 区民のアイデアを活かした「バス停のある小広場」の整備事業 世田谷区、バス事業者等が事業主体となり、個性のあるバス停小広場を整備しました。</p> <p>3. 小広場周囲の建物整備による街並みづくりへの提案 広場周囲の建物のデザイン等への提案、民地でのオープンスペースの確保による周囲のゆとりの演出などを目指した共同・協調建替の提案などを行っています。</p> <p>4. 成果 この広場の整備は終了し、広場周囲のまちづくりへの提案をしています。</p>



○広場の整備状況

粕谷地蔵尊前小広場

1 三角照明
西のように空を舞うランプシェード。

2 バス停整備
三角屋根に合わせてバス乗降の妨げによる課題を三角前にしました。床には「樹木の幹」と「男児の靴」のシルエットとして浮き上がりませ。

3 地蔵堂と植栽
この地蔵堂から伝わる地蔵を守る。樹木の幹として浮きを置きました。そのほかには地蔵堂の歴史を伝えるツツジ・クマシラ・トのダンツツジ・ツツジワを植えました。

4 四季の扉パネル
広場の外側にお家の後ろに立つ、ビノキの樹皮材でつくった扉内側の四季の扉パネルは、二十区部族の歴史や文化の対比にちなみながら樹皮を使い、ひでは地蔵堂と同じ期間を示します。

5 三角屋根
「ヒココー」のように空に浮かぶような三角屋根。左右のウォールと「ヒココー」さびいらいらと映り合っています。

6 改築照明
バス停小広場は夜も安心していただけるように、ライトアップしています。

7 三角ウォール
このウォールは「男児の靴」のシルエットに対しては樹木の幹を配置しています。

8 案内地面
歩道の公共施設や近隣の住宅や商業を案内しています。材料に、豊田地区と地蔵堂の歴史を伝える「樹木の幹」と「男児の靴」のシルエットを使い、ひでは地蔵堂と同じ期間を示します。

9 四季の扉パネル
広場に浮かぶようにお家の後ろに立つ、ビノキの樹皮材でつくった扉内側の四季の扉パネルは、二十区部族の歴史や文化の対比にちなみながら樹皮を使い、ひでは地蔵堂と同じ期間を示します。

10 扉の照明パネル
地蔵堂に浮かぶようにお家の後ろに立つ、扉の内側には、いろいろな書体で四季の扉が並びます。

11 フォール(ついで)
左のウォールは「男児の靴」、右のウォールは「男児の靴」のシルエットに対しては「男児の靴」のシルエットが浮かび上がります。床には「男児の靴」のシルエットが浮かび上がります。

12 三角ウォール
このウォールは「男児の靴」のシルエットに対しては樹木の幹を配置しています。

13 バス専用停止帯(バスベ)
交通の妨げにならないように、バスが停車するための専用停止帯をバス専用停止帯として設置しています。

14 トードレール
川瀬のつりばねのトードレールが並ぶように設置しています。みんなが安心して使えるとみんなが楽しく使えます。

○広場の周辺のまちづくりへの提案

◆小広場を中心とした界隈づくりの提案

広場周辺のまちづくりに対して、区は、さまざまな面から支援しお手伝いします。ひとつの敷地の使い方の工夫、お隣どうしで協力した協働建て替えや共同建て替えなどの工夫、さらにご近所ぐるみでの建築協定、緑化協定、地区計画など、広場を中心とした魅力的な界隈をつくるいろいろな工夫が考えられます。

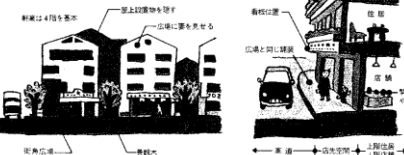
例えばこんなイメージの界隈づくりを考えてみました。

1 街並みづくり

- 1 小広場周辺の建物も、小広場に「集」が向くように取りかたちをつくることにより、家族に調和と統一感が生まれます。小広場の軒高は、4階建てを基本とすれば、スカイラインに調和性が高まります。
- 2 建物の建て替え時に、1階部分を低層にし、街に賑わいを増やすことができます。1階の入口や窓を開放的にすると、親しみやすさや開放感が増えます。
- 3 高層水塔等の屋上設置物は広場側から見えないように配置や覆いの工夫すれば、スカイラインがすっきりします。
- 4 建物外壁の装飾色は落ち着いた色とします。(無彩色、薄茶色等) 建物の屋根の色も落ち着いた色とします。(無彩色、栗色) 樹木の緑や青空が映える効果になります。
- 5 屋上広場や3階以上の位置への植栽の設置は必要です。住宅地らしい落ち着いた街並みになります。
- 6 周辺にはフロントボックスを設置して、「花広場」を演出することができます。

2 広場づくり

- 1 「協働建て替え」が先頭で進められ、前編、中編、後編等を生み出すことができます。これらの建は、酒と宅地、宅地と宅地、店舗と住宅の緩衝帯となります。また小広場と連携して辺りに界隈としての一体感が生まれます。
- 2 小広場周辺の建物は、敷地境界から1.5m以上セットバック(後退)すれば外部空間に余裕が生まれます。また、建物の1階部分もセットバックすれば、二人が安全にすれ違える優先空間が生まれます。交通広場のセットバックによって、歩道広場もつくれます。
- 3 優先空間や歩道の舗装材は、小広場の舗装と同一素材とし、同じデザインレンガを要所に設置します。歩道にみんなの最先のような一体感が生まれます。
- 4 優先空間に紅葉の美しい樹木を植え、季節感を演出します。(アケビ、シイ、ハネミズ、ハナノキ等) また敷地の開放感や緑の確保と活用を進めます。
- 5 路上には看板や、設置自転車を置かないようします。安全で親しみやすい界隈になります。



(出典：バス停のある小広場 粕谷地蔵尊前小広場 (世田谷区発行))

生活・産業景観づくり④	
景観づくりの方向性	生活・産業景観の創造
事業名	街並みづくり 100 年運動等
所在地	山形県金山町
主体	行政、住民、事業者
目的	100年をかけて自然(風景)と調和した美しい街並みをつくっていくため。あわせて、林業等の地場産業の振興や人と自然の共生を図る。
内容	<p>1. 事業の経緯</p> <p>以前から続けられていた「全町美化運動」、「美しい街づくり」を受けて、昭和 59 年に政策として位置づけられました。</p> <p>2. 街並みづくり 100 年運動の目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人間と自然のかかわりづくり、さらには人間と自然の調和づくりを推進すること。 ・美しい街並みの形成と地域 CI 化(地域の個性化)を推進すること。 ・地域風土、地域材、在来工法等、杉を中心とした地域資源の有機的結合を図ること。 <p>3. 街並みづくり 100 年運動の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅コンクールの開始(昭和 56 年) <p>商工会が主催、立て替えの進む住宅を金山町らしさを持ったものへ誘導するために行われました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金山町街並み景観条例の制定(昭和 61 年) <p>町民がこれから町の歴史を創るという視点で全町を対象として創られています。また、景観条例に基づく助成制度があり、平成 13 年度末までに 594 件が助成を受けています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観形成方針の策定(昭和 61 年) <p>住宅コンクールによって金山の大工たちが創った金山住宅のスタイルが基本となっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新しい魅力資源としての公共施設の整備(昭和 50 年～) <p>地域の景観になじみ、地場産材の活用、地域性に配慮した整備を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歴史的な町屋住宅、倉庫蔵の修復と利活用 <p>歴史的な町屋や蔵をその当初デザインを保持しつつ、資料館や多目的ホール、金融機関に改装し、街並みづくりに活用しています。</p>

・金山町くらしの道づくり計画の策定

裏通りの生活道路と歩行者動線の改善、共同駐車場の整備により、周辺部から中心に向かって「緑と水のくさび」を打ち込み、表通りは交差点などの街角の修景を行うことで街並みづくりを行っています。

4. 成果

地場産業である林業とタイアップした街並みづくりで、個性ある街並みが形成されています。

・伝統的な町屋と蔵のある街並み（出典：「造形」NO.29）



七日町通りの伝統的な町家（星川家とクメタロウ商店）



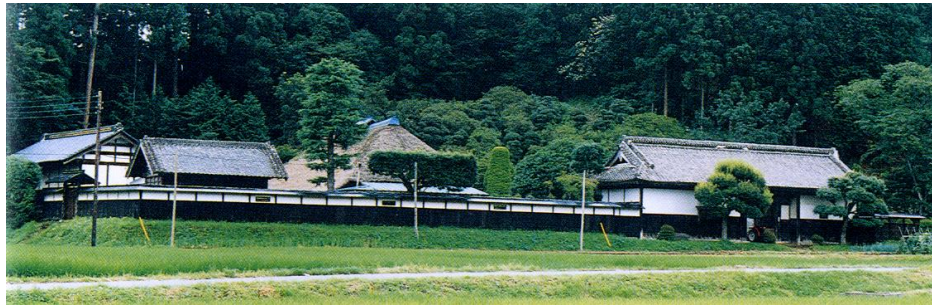
十日町・七日町交差点と前蔵を見る。蔵には蔵座敷がある。

・蔵史館（資料館）、（仮称）蔵史館ひろば、八幡公園の整備と生活道路の整備等の整備イメージ（出典：山形県金山町のまちづくりと建築 2002）



生活・産業景観づくり⑤	
景観づくりの方向性	生活・産業景観の整序、創造
事業名	集落美化をもとにした集落景観の継続管理
所在地	栃木県茂木町
主体	行政、住民、事業者
目的	集落美化によるむらづくり
内容	<p>1. 事業の経緯</p> <p>昭和61年の集中豪雨による被害を契機として安全なまちづくり、快適なまちづくりを目指す気運が高まりました。これにより治水を目的とする河川改修等だけでなく、「もてぎの川をきれいにする基金条例」に発展しました。また北部、南部の中山間地では、「花いっぱいコンクール」、生垣助成制度や住民による清掃活動などが盛んに行われており、これらが下地となつて、継続的な景観づくりが行われるようになりました。</p> <p>2. 「花いっぱいコンクール」による美化運動</p> <p>自治会が中心となつて、沿道や畔で花壇づくりを行う「花いっぱいコンクール」が年一回行われ、各集落が競い合っています。</p> <p>3. 生け垣づくり補助制度</p> <p>緑ゆたかな住みよいまちづくり運動の一つとして、道路に面した敷地の生け垣づくりを推進し、街並みの緑化と美しい景観づくりを進めています。生垣の整備にあたっては「おすすめの樹種」を示し、地域になじんだ樹種を使用するようすすめています。</p> <p>4. 長屋門のある農家住宅を中心とした景観の整序</p> <p>白壁の長屋門をもつ農家住宅と水田とが調和した農村景観を創り出すように各戸に景観への配慮を行うよう、協力要請しています。</p> <p>4. 成果</p> <p>質の高い景観管理を維持することにより、第3回農村アメニティコンクール優秀賞を受賞しています。</p>

○屋敷林や農地と調和した美しい長屋門のある農家



(出典：景観づくりむらづくりー農村景観づくりの手引きー 編著：農村景観研究会)

○農地を活かした観光地景観の演出

(第6回 美しい日本のむら景観コンテスト 全国土地改良事業団体連合
会長賞 (茂木町大瀬))

この菜の花畑は種を取るために栽培しているもので、まるで黄色いジュ
ータンを敷き詰めたようなすばらしい景色は、日曜日にはちょっとした観
光スポットとなっています。豊かな自然環境を活かし、周囲にはキャンプ
場、ふるさとセンターが整備され、鮎釣り、紅葉狩り、カヌーを中心とす
る多くの観光客が訪れています。(撮影者：五月女久雄)



(出典：第6回 美しい日本のむら景観コンテスト HP)